

対談 馳浩 元文科大臣 多様な教育 / ホームスクーリングをめぐる 4つの提案

馳浩元文科大臣は、超党派フリースクール等議連幹事長として「教育機会確保法」の制定に尽力くださった、中心的な議員の一人です。

当初、可決が確実視されていた同法案ですが、自民党内で慎重論が出され、急転してストップ、継続審議となった時期がありました。馳議員は、フリースクール等超党派議連総会にて「法案、継続審議へ」という失意の報告をされました。

その後、馳議員は文科大臣に就任。「教育機会確保法」は、私たちが見直しを提案していた「個別学習計画」、削除を提案していた「毎月の家庭訪問」等の項目が削除となり、さらに良い法文となって可決に導かれました。

法律が施行後の現在も、さらに前進した内容への改正等を目指して、超党派議連総会が継続的に開催されています。チア・にっぽんにも、各総会でアップデートや提案等をする機会を与えていただいています。

今回も、「附帯決議の追加や文科省からの通



達をお願いなど、提案が4つほどあります。面談お願いできますか？」と尋ねると、笑顔で勢いよく「喜んで！」と快諾くださいました。

今回の4つの提案は、日ごろ、全国のホームスクーラーの皆さんが学校・教育委員会とのやり取りで受けた、法律に準拠しない不当な圧力等を契機に、具体的な改善を目指すこととなったものです。

同時に、これまであいまいにされていた部分や、新しい法律下でホームスクーリングを実践していく中で生じたニーズに光を当て、さらにホームスクーリングへの社会的な理解への啓発と法的な確固たる地位の確立を目指すものです。そのために、多様な教育分野を専門とする国会議員の皆さんとの面談や提案会議を進めています。

具体的には以下の4ポイントについてです。

①提案1：教育委員会から、「教育機会確保法」は下位の法律と言われたケース

「教育機会確保法」は、「教育基本法」「学校教育法」を補完する法律との文言を加えた附帯決議、文科省からの通達等の送付。

②提案2：「児童・生徒が多様な学習を行う要因」に「社会的・教育的要因」を加える

現状では、「心理的」としか書かれていないので、心理的、精神的な病気のゆえに学校に行けないとのネガティブ・消極的な印象が強く、多様な学習法の尊重にはそぐわない。既に文科省の省令には「社会的要因」も書き込んであり、今後、修正のポイントと思われるため。

③提案3：自宅学習の「出席扱い」「入学・卒業」について、法律、附帯決議等に、文科省の通知に書かれたように「校長の判断による」との文言を書き込む



馳浩元文科大臣との対談。ホームスクーリングをめぐる4つの提案「検討していきましょう！」
(詳細は別冊へ)

特に「出席扱い」については、高校進学等で必要とする生徒が、可視化できる学習状況である場合は、不利益を被らないように「校長の判断により出席扱いとできる」の附帯決議、文科省通知等を行う。

現状は、「フリースクール」については上記の通知がなされている。しかし、家庭における学習については、可視化できるケースであっても、明確な通達文書等はなく、「欠席」とだけ書かれ不公平で理にかなわない扱いを受け、不利益を被る。附帯決議、文科省通達等での前進を提案する。

④提案4：多様な教育での実技科目の公正な評価

「自宅学習生は、エビデンスがあっても、一律、通信簿3。それ以上の高評価はしない」と

せず、エビデンスがそろっている場合は、高評価も可能との附帯決議、文科省通達等での前進を提案する。

提案の3と4は、直接的には特に必要としないホームスクーラーの皆さんも多いかとは思いますが。しかし、このような具体的な面から、国会議員や文科省の皆さんに問題提起し、提案を重ねていくことで、多様な教育・ホームスクーリング全般の理解や啓発、また、国会・行政・社会全般におけるホームスクーリングの位置づけが強化されていくことにつながっていくのではと思つての提案です。

馳元文科大臣との面談の詳細は別紙に掲載させていただきました。今回のテーマは、今後、ほかの議員・関係者の皆さんにも提案を重ねてみる予定です。皆さんのご質問、ご意見等、ぜひ、ざっくばらんにお寄せください。